

小川駅西口地区市街地再開発事業に係る仮設自転車駐車場管理運営業務

掲 示 文 兼 入 札 説 明 書

令和5年1月

小川駅西口地区市街地再開発組合

掲示文兼入札説明書

小川駅西口地区市街地再開発組合の「小川駅西口地区市街地再開発事業に係る仮設自転車駐車場管理運営業務」に係る手続き開始の指名競争入札等については、関係法令に定めるもののほか、この掲示文兼入札説明書によるものとする。

なお、本件は、参加表明書（添付資料を含む。以下同じ。）を受け付け、価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価方式の業務である。

1. 手続き開始の掲示日 令和5年1月27日（金）

2. 発注者 小川駅西口地区市街地再開発組合
理事長 有限会社 アーチス 代表取締役 中村 達良
東京都小平市小川西町 4-14-27 NMCビル2階

3. 業務概要

(1) 業務名

小川駅西口地区市街地再開発事業に係る仮設自転車駐車場管理運営業務

(2) 業務内容 主な業務内容は以下のとおりである。

仮設自転車駐車場の管理運営業務

(3) 業務の詳細な説明

「小川駅西口地区市街地再開発事業に係る仮設自転車駐車場管理運営業務仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり。

仕様書については、本業務の参加希望者に対し、令和5年1月30日（月）から令和5年2月3日（金）の土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前10時から午後4時まで（ただし正午から午後1時の間は除く）以下の場所で交付する。なお、交付に際しては、あらかじめ交付希望日時を連絡の上、記名押印した「別紙1 機密保持に関する確認書」が必要となるので持参すること。

〒187-0035 東京都小平市小川西町 4-14-27 NMCビル2階
小川駅西口地区市街地再開発組合 事務局
電話 042-386-4625

(4) 成果品 仕様書のとおり。

(5) 履行期間 令和5年3月10日から令和8年3月31日まで

(6) 履行場所 西武鉄道小川駅構内 小川駅西口仮設自転車駐車場

4. 指名されるために必要な要件

(1) 入札参加者に要求される資格

①参加表明者

次に掲げる全ての条件を満たしている企業（資本関係にあるグループ会社および協力会社との共同参加は可）であること。

イ) 令和4年12月31日までに、以下のいずれかの業務（下請けによる業務の実績を含む。）の実績を有すること。

・受託者の持ち込み設備での自転車駐車場の管理または運営業務

- ロ) 本仮設自転車駐車場の利用率向上、利用しやすい施設運営、災害発生時などの緊急対応の具体的な方法を提案できる者
- ハ) 暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者でないこと。

5. 総合評価に関する事項

(1) 総合評価の方法

①技術提案書の内容に応じて以下各評価項目毎に評価を行い、技術評価点を与える。

- イ) 企業の経験及び能力
- ロ) 実施方針
- ハ) 評価テーマに関する技術提案

$$\text{技術評価点} = 50 \text{点} \times (\text{技術点} / \text{技術点の満点})$$

$$\text{技術点} = \text{イ} \cdot \text{ロ} \cdot \text{ハ} \text{に係る評価点}$$

②価格評価点の評価方法は以下のとおりとする。

$$\text{価格評価点} = 50 \text{点} \times (\text{入札価格} / \text{予定価格})$$

③総合評価は、入札者の申し込みに係る上記イ、ロ、ハにより得られた技術評価点と入札者の入札価格から求められる価格評価点の合計値（以下「評価値」という。）をもって行う。

(2) 落札者の決定方法

入札参加者は「価格」と「企業の経験及び能力」及び「実施方針」をもって入札を行い、入札価格が当再開発組合であらかじめ作成した予定価格の制限の範囲内である者のうち、上記（1）によって得られる評価値の最も高い者を落札者とする。

なお、評価値の最も高い者が2者以上あるときは、くじ引きにより落札者となるべき者を決定する。

(3) 技術点を算出するための基準

参加表明書の内容の、以下の評価項目をそれぞれ評価を行い、技術点を算出する。

		判断基準	評価
業務の実績(別記様式2)		業務実績として認められる実績について、1実績あたり2点とする。	10
実施方針	業務理解度(別記様式3)	業務の目的、条件、内容の理解度が高く、業務実施上の配慮事項に関して的確に把握されている場合に優位に評価する。	10
	実施体制(別記様式3)	担当予定者の経験、人数、協力体制など業務を遂行するうえでの的確に体制が確保されている場合に優位に評価する。	10
評価テーマ(別記様式4)		技術提案について、的確性(与条件との整合性が取れているか等)、実現性(提案内容が理論的に裏付けられており、説得力のある提案となっているか等)及び実現手法を考慮して総合的に評価する。	20
技術点合計			50

6. 連絡先

〒187-0035 東京都小平市小川西町 4-14-27 NMC ビル 2 階
小川駅西口地区市街地再開発組合事務局
電話 042-386-4625 Eメールアドレス ogawa-sta.west@outlook.jp

7. 参加表明書の提出等

- (1) 本競争の参加希望者は、次に従い、参加表明書を提出しなければならない。
なお、期限までに参加表明書を提出場所に到達しなかった場合は指名されない。また、指名されなかった場合には、本競争に参加することができない。

①提出期間

令和5年2月6日(月)から令和5年2月13日(月)

②提出場所

すべての必要書類を提出場所に事前連絡の上、持参もしくは簡易書留(レターパックプラス可)により郵送すること。

- (2) 参加表明書は、別記様式1から別記様式4までにより作成すること。

- (3) 参加表明書は、次に従い作成すること。

①企業の経験及び能力

②実施方針

業務の理解度及び実施体制については、別記様式4に記載すること。

③評価テーマに関する技術提案

評価テーマに関する技術提案は、別記様式5に記載すること。記載にあたっては、1テーマについてA4判1枚とする。

- (4) その他

①提出部数は1部とする。

②参加表明書の作成及び提出に係る費用は提出者の負担とする。

③提出された参加表明書は、返却しない。

④再開発組合は、提出された参加表明書を入札参加者の選定以外に提出者に無断で使用しない。

⑤受領期間以降における参加表明書の差替え及び再提出は認めない。

⑥参加表明書に関する問い合わせ先

6に同じ。

8. 掲示文兼入札説明書に対する質問

- (1) この掲示文兼入札説明書に対する質問がある場合においては、次に従い、書面(様式は自由)により提出すること。

①提出期間

令和5年2月6日(月)から令和5年2月8日(水)

②提出場所

6に同じ。

③提出方法

提出された機密保持に関する確認書に記載の担当者 E メールアドレスより質問事項を記載し当組合 E メールアドレスあてにメール送信すること。

(2) (1) の質問は、令和 5 年 2 月 10 日 (金) までに、本業務の参加希望者 (仕様書の受領者) 全員にメールで回答する。

9. 入札の日時、場所及び方法

(1) 日時

令和 5 年 3 月 3 日 (金) 午前 10 時から午後 4 時まで (ただし正午から午後 1 時の間は除く。)

(2) 場所

6 に同じ。

(3) 入札方法

入札書は別記様式 5 により作成し、提出場所に事前連絡の上、持参もしくは簡易書留 (レターパックプラス可) により郵送すること。

10. 公正な入札の確保

入札参加者は公正な入札の確保に努めなければならない。

(1) 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律 (昭和 22 年法律第 54 号) 等に抵触する行為を行ってはならない。

(2) 入札参加者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に価格を定めなければならない。

(3) 入札参加者は、落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。

11. 入札の無効

手続き開始の掲示に示した指名されるために必要な要件のない者のした入札、参加表明書に虚偽の記載をした者のした入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には、落札決定を取り消す。

令和 年 月 日

小川駅西口地区市街地再開発組合
理事長 有限会社アーチス代表取締役
中村 達良 殿

(住 所)

(会 社 名)

(代表者名)

印

機密保持に関する確認書

当社は、「小川駅西口地区市街地再開発事業に係る仮設自転車駐車場管理運営業務」への参加検討のため、貴組合より開示される詳細情報について、以下の各条項に従い取り扱うことに同意します。

1. 当社は、貴組合より開示される詳細情報に関する資料、図面、データその他の情報及び閲覧資料、その他（以下「機密情報」という。）について、その機密を保持し、善良なる管理者の注意義務をもって管理するものとします。
2. 当社は機密情報を本件参加検討以外の目的には使用しません。また、本確認書の存在及び内容に関し貴組合と当社の間で検討が行われている事実についても機密情報として扱い、本確認書に定める機密保持義務を負うものとします。
3. 当社は、貴組合の書面による事前の許可なくして機密情報を第三者に開示しないものとします。ただし、次に該当する場合についてはこの限りではありません。
 - イ) 司法機関又は監督当局を含む行政機関の法的手続き、指導、要求等により機密情報の開示を請求された場合
 - ロ) 当社との資本関係にあるグループ会社、および協力会社と共同で本件に参加検討し、前述の関係各社へ機密情報を開示する場合
4. 当社は、本件参加検討が終了した場合又は本件参加検討のために必要な合理的期間が経過した場合には、貴組合より開示された資料、図面、データその他の情報及び資料を直ちに貴組合に返還し又は破棄するものとします。

以上

(担当者連絡先)

部 署
氏 名
電 話

Eメールアドレス